

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案  
(概要)

## 1. 改正の趣旨

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「法」という。)第4条第1項第3号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第93号。以下「規則」という。)第2条において、法に基づく職業訓練を認定する際の基準(以下「認定基準」という。)を規定している。
- この認定基準では、認定申請を行おうとする者について、認定申請を行おうとする職業訓練と同一分野の認定職業訓練(法第4条第2項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。)を過去に行ったときの当該認定職業訓練の就職実績に関する要件(以下「実績要件」という。)を設けている。
- また、規則第8条第4項の規定に基づき、認定職業訓練を行う者に対して、その就職実績に応じて認定職業訓練実施付加奨励金(以下「付加奨励金」という。)を支給している。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の期間中は、事業所が採用活動を控えており、求職者にとって就職活動が困難な状況であった。
- したがって、当該期間を考慮し、緊急事態宣言下における就職実績についての特例を設け、訓練実施機関の数を確保することで、今後増加することが想定される失業者への支援を実施できるよう、認定職業訓練の実績要件及び付加奨励金について所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

### (1) 実績要件における就職率の特例(附則第3条の3第1項関係)

- 認定基準のうち、実績要件については、規則第2条第1号ロ(1)の規定により、過去3年間に同一分野・同一都道府県内で就職率の基準(基礎訓練であれば30%以上、実践訓練であれば35%以上)を2コース以上下回るものでないこととされている。
- また、ここで言う「就職率」は、規則第2条第1号ロ(1)において、修了者等のうち認定職業訓練を終了した翌日から起算して「3月を経過する日までの間」に雇用保険適用就職等をした者の数が、修了者等の数に占める割合とされている。
- この実績要件における就職率について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、令和2年1月1日から同年5月30日までの間に終了した認定職業訓練については、「3月を経過する日までの間」を「6月を経過する日までの間」に読み替える特例を設ける。
- また、当該特例に併せて、関係規定においても同様の読み替えを行う。

### (2) 付加奨励金における特例(附則第3条の3第2項及び第3項関係)

- 付加奨励金については、規則第8条第4項の規定に基づき、実践訓練において、

就職率が 35%以上 60%未満の場合はコース修了者 1 人あたり月 1 万円、就職率が 60%以上の場合はコース修了者 1 人あたり月 2 万円支給している。

- 当該付加奨励金における就職率は、実績要件における就職率の考え方が適用されているため、(1)同様、令和 2 年 1 月 1 日から同年 5 月 30 日までの間に終了した認定職業訓練については、「3 月を経過する日までの間」を「6 月を経過する日までの間」に読み替える特例を設ける。
- ただし、訓練実施機関によっては、運営維持の観点から、これまでどおり 3 か月時点の就職率で付加奨励金の支給を受けるケースも想定されるため、当該訓練実施機関の希望に応じて、規則第 8 条第 4 項の規定に基づき 3 か月時点の就職率で支給することも可能とする。

### (3) その他

- 付加奨励金については、公布時点で既に申請を行っている場合が想定されるため、必要な経過措置を設ける。
- その他、所要の規定を整備する。

## **3 根拠条文**

法第 4 条第 1 項第 3 号及び第 19 条

## **4. 施行期日等**

公布日：令和 2 年 7 月上旬（予定）

施行期日：公布の日 ※一部経過措置有り

# 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所が採用活動を自粛していたことから、求職者支援訓練の実施機関の認定要件及び付加奨励金支給の要件となっている就職率の算定期間について特例を設ける。(令和2年7月上旬公布・施行)

## 背景・趣旨

- 求職者支援訓練について、連続する3年の間に、同一都道府県で、同一分野の2コース以上の就職率が、一定割合を下回らないことが認定の要件とされている。
- また、求職者支援訓練のうち、実践コースの修了者の就職率が一定割合を上回る場合には、その割合に応じて訓練実施機関に付加奨励金を支給している。
- これらの就職率については、訓練終了後3か月以内の実績に基づいて算定することとされているところ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言の期間中は事業所が採用活動を控えており、求職者にとって就職活動が困難な状況であったことから、当該算定期間を延長する特例を設ける。

## 改正内容

- 令和2年1月1日から同年5月30日までの間に終了した求職者支援訓練について、認定及び付加奨励金支給の要件である就職率の算定期間を、訓練終了後「3か月以内」から「6か月以内」に延長する。
- また、既に申出があった付加奨励金の申請についても、当該特例を遡及適用する。等

### 【イメージ:1月15日終了コースの場合】

